

第3問

通常兵器キャッチオール規制では、国連武器禁輸国・地域である輸出令別表第3の2の地域向けのすべての貨物（技術）の輸出（提供）について、許可申請が必要となる。



解答3 【正解】×

通常兵器キャッチオール規制では、国連武器禁輸国・地域である輸出令別表第3の2の地域向けのすべての貨物（技術）の輸出（提供）について、許可申請が必要となる。

【解説】

国連武器禁輸国・地域である輸出令別表第3の2の地域とは、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダンの11カ国をいう。

削除: シエラレオネ、

通常兵器キャッチオール規制の許可申請が必要な場合は、規制対象地域で異なり、いずれの地域も①と②の条件を満たす場合に許可申請が必要となる。

I. 規制対象地域：輸出令別表第3の2の地域（国連武器禁輸国・地域）の場合

①規制要件：インフォーム要件 or 客観要件（用途要件のみ）

②規制対象貨物・技術：16の項（1）or（2）

（輸出令第4条第1項第三号ハ、ニ、第四号ハ、ニ参照。）

（貿易外省令第9条第2項第七号ハ、ニ・第八号ハ、ニ参照。）

II. 規制対象地域：輸出令別表第3の地域（ホワイト国）以外であつて、輸出令別表第3の2の地域（国連武器禁輸国・地域）以外の地域

①規制要件：インフォーム要件

②規制対象貨物・技術：16の項（1）

（輸出令第4条第1項第三号ニ参照。）

（貿易外省令第9条第2項第七号ニ参照。）